

伊勢市公報

第427号
令和5年8月21日
月曜日

目次

| | 頁 |
|---------------------------|----|
| 規 則 | |
| ○ 伊勢市インバウンド調査業務受託者選定委員会規則 | 2 |
| ○ 伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則 | 4 |
| 告 示 | |
| ○ 放置自転車等の撤去及び保管について | 6 |
| ○ 収納の事務の委託について | 8 |
| ○ 放置自転車等の撤去及び保管について | 9 |
| ○ 収納の事務の委託について | 11 |
| ○ 収納の事務の委託について | 12 |
| 教育委員会告示 | |
| ○ 教育委員会会議の招集について | 13 |
| 農業委員会告示 | |
| ○ 農業委員会総会の招集について | 14 |
| 公 告 | |
| ○ 農用地利用集積計画について | 15 |
| ○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について | 16 |
| ○ 公示送達 | 17 |
| ○ 公示送達 | 18 |

伊勢市インバウンド調査業務受託者選定委員会規則をここに公布する。

令和5年8月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第51号

伊勢市インバウンド調査業務受託者選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市インバウンド調査業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市インバウンド調査業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、産業観光部観光振興課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 52 号

伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市火災予防条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 158 号）の一部を次のように改正する。

別表条例第 23 条第 4 項の項中「第 23 条第 4 項」を「第 23 条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 148 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

| 保管自転車等の種類 | 自転車等を撤去した日時 | 保管自転車等が放置されていた場所 | 台数 |
|-----------|---------------------------------|---------------------------------|------|
| 自転車 | 令和 5 年 6 月 23 日 午前 9 時 | 宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内) | 15 台 |
| 〃 | 令和 5 年 6 月 23 日 午前 10 時 30 分 | 宇治山田駅前第 1 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内) | 3 台 |
| 〃 | 〃 | 宇治山田駅前第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内) | 4 台 |
| 〃 | 〃 | 宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内) | 7 台 |
| 〃 | 令和 5 年 6 月 23 日 午後 1 時 30 分 | 宇治山田駅前第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内) | 8 台 |
| 〃 | 令和 5 年 6 月 23 日 午後 3 時 | 宇治山田駅前第 3 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内) | 9 台 |
| 〃 | 〃 | 宇治山田駅前第 6 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内) | 3 台 |
| 〃 | 〃 | 宇治山田駅前第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内) | 3 台 |

| | |
|---|-----|
| 計 | 52台 |
|---|-----|

2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内）

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 149 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、「中村左洲展」展示図録に係る物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

伊勢市二見町茶屋 566 番地 2

特定非営利活動法人二見浦・賓日館の会

会長 奥野 雅則

2 委託期間

令和 5 年 8 月 5 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

伊勢市告示第 150 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成 25 年伊勢市条例第 19 号）第 12 条第 2 項及び第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

| 保管自転車等の種類 | 自転車等を撤去した日時 | 保管自転車等が放置されていた場所 | 台数 |
|-----------|--------------------------------|-------------------|-----|
| 自転車 | 令和 5 年 7 月 31 日 午前 8 時 30 分 | 豊浜地区コミュニティセンター敷地内 | 1 台 |

- 2 保管場所

豊浜地区コミュニティセンター（伊勢市西豊浜町 3044 番地 10）

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

- 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場

合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第 17 条第 1 項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

伊勢市環境生活部市民交流課

電話番号 0596-21-5549

伊勢市告示第 151 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市やすらぎ公園プールの使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

津市西古河町 4 番 12 号

株式会社ジャパンスポーツ運営

代表取締役 西田 浩志

2 委託期間

令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

伊勢市告示第 152 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、御菌 B & G 海洋センタープールの使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

四日市市日永 1 丁目 3 番 12 号

株式会社スポーツ・インフォメーション

代表取締役 北野 琢也

2 委託期間

令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 8 月 27 日まで

伊勢市教育委員会告示第 8 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 5 年 8 月 10 日

伊勢市教育委員会
教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和 5 年 8 月 18 日（金）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室
- 3 会議に付する事件
議案第 37 号 奨学生の決定について

伊勢市農業委員会告示第 10 号

伊勢市農業委員会第 212 回総会を次のとおり招集します。

令和 5 年 8 月 9 日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和 5 年 8 月 17 日（木）午後 2 時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2 階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 事業計画変更承認申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 5 号 非農地証明願について
 - 議案第 6 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）
 - 議案第 7 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市公告第 43 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和 5 年 8 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 44 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

令和 5 年 8 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 45 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 5 年 8 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
| 省略 | 省略 |

伊勢市公告第 46 号

公 示 送 達

下記の者の令和 5 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 5 年 8 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

| 氏 名 | 住 所 | 記号番号 |
|-----|-----|------|
| 省略 | 省略 | 省略 |
| 省略 | 省略 | 省略 |
| 省略 | 省略 | 省略 |
| 省略 | 省略 | 省略 |
| 省略 | 省略 | 省略 |
| 省略 | 省略 | 省略 |

